

## 第2回 広島市入札等適正化審議会概要

- 1 会議名  
平成27年度第2回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所  
平成27年11月2日（月） 午前10時00分～午前11時30分  
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名  
神野委員（会長）、小森委員（副会長）、今川委員、橋本委員、山田委員
- 4 事務局  
財政局契約部長ほか7名
- 5 説明等のため出席した職員（審議順）  
安佐北区市民部区政調整課長  
安佐北区農林建設部維持管理課維持補修担当課長  
中区市民部区政調整課長  
中区建設部地域整備課長  
下水道局施設部施設課長  
安佐南区市民部区政調整課長  
安佐南区農林建設部農林課長
- 6 議題（公開，非公開の別）及び審議の概要

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成27年4月分から6月分まで）（公開）
  - ア 工事の発注状況について
  - イ 低入札価格調査制度の運用状況について
  - ウ 指名停止措置等の運用状況について
  - エ 苦情処理の運用状況について
  - オ 談合情報への対応状況について

事務局から(1)のアからオについて、取りまとめて報告を行った。  
報告に対して、委員から意見はなかった。

- (2) 抽出事案の審議（公開）
  - ア 安佐北区内舗装その他補修工事[その1]（単価契約）（条件付き一般競争入札）
  - イ 県道広島海田線（相生通り）歩道舗装改良工事（27-1）（条件付き一般競争入札）
  - ウ 海老橋ポンプ場雨水ポンプ設備工事（条件付き一般競争入札）
  - エ 長束地区（19/100）農地災害復旧工事（通常型指名競争入札）

(2)のアからエまでについて、各工事担当課長から各々の発注した工事について説明を行い、質疑応答を行った。

- (3) 次回の審議会開催日程について  
事前の日程調整の結果、12月25日午後2時より開催することとなった。
- (4) 平成27年度第3回審議会で説明を受ける工事の抽出について  
次回の会議で審議する事案の抽出は、小森委員が担当することとなった。

7 傍聴人の人数  
傍聴者 なし

8 発言の要旨  
主な質疑応答は、次のとおりである。

#### 抽出事案の審議

##### ① 安佐北区内舗装その他補修工事[その1] (単価契約) (条件付き一般競争入札)

- Q1 最低価格提示者との契約は、業者は落札するために、無理に低い価格で契約することになっていないか。
- A1 当該案件については、最低制限価格制度の対象となり、これは、工事を適正に施工するにあたって必要な経費を勘案して有効な入札価格の下限額を定めたもので、この価格を下回る価格での入札は無効としているため、予定価格と最低制限価格の範囲内の入札であれば、適正なものと考えている。
- Q2 単価というのは、何を単位としているのか。
- A2 単価は、工種ごとに単位で定めており、例えばアスファルト舗装であれば、現地の面積を見て、この工種の単価に面積をかけたものが、実績の金額となる。
- Q3 抽出事案説明書(資料3ページ)には、資格確認者数1者とあるが、資格の確認は全て行わないのか。
- A3 当該案件は、入札後資格確認型一般競争入札という入札方式を採用しており、こちらの入札方式は、入札を行った後に、有効な最低価格の応札者に対し、資格を有しているかの確認を行い、有していると判断した場合に契約を締結するものとしている。もし、資格確認で無効となった場合は、次点の応札者に対し資格確認を行うこととなる。
- Q4 設計金額と予定価格の違いはあるか。
- A4 設計金額は、発注者がその工事を積算した見積額であり、予定価格は、設計金額を基に設定する落札額の上限価格であるが、現在は、歩切りなどの予定価格の不当な引き下げは禁止されており、設計金額と予定価格は同額となる。

##### ② 県道広島海田線(相生通り)歩道舗装改良工事(27-1) (条件付き一般競争入札)

- Q1 抽出事案説明書(資料13ページ)の入札・見積調書にある、入札金額が無効となっているのは、どのような場合か。
- A1 この無効は、最低制限価格を下回る入札によるものである。
- Q2 抽出事案説明書(資料8ページ)の営業所等に、区内に本店を有するものという条件があるが、これは何か定めがあるのか。広く募った方がより適切な業者を選定できるのではないか。
- A2 本市においては、広島市建設工事競争入札等取扱要綱第15条において、入札参加条件の設定について定めており、発注工事ごとに、営業所の所在地や、会社の施工実績な

どを設定できることとしている。地元業者を育成する観点から、当該工事については、区内に本店を有するものを条件として設定している。

Q 3 傷みというのは具体的にはどのようなものか。どの素材を使うかは、どのように決めるのか。

A 3 ほとんどが割れによるものである。車輛が通るので、どうしても傷みやすくなる。現在は、部分的な補修によるものなので、現状の素材で補修するが、全面的な改修となれば、どのような素材を使うかなどは、これまでの実績等を踏まえ、最終的には本市が方針を決定し、発注することとなる。

### ③ 海老橋ポンプ場雨水ポンプ設備工事（条件付き一般競争入札）

Q 1 低入札価格調査と、調査基準価格との関係は。

A 1 低入札価格調査は、調査基準価格を下回る入札があった場合は落札の決定を保留し、設計図書に定める契約内容の適正な履行がなされないおそれがあるかどうか調査したうえで、落札の決定又は契約の相手方としない決定を行うものである。調査基準価格の85%を下回った場合は、さらに詳しく調査をすることとしている。なお、調査基準価格を下回る入札があった場合、総額失格基準を満たしていないときは、その入札は無効となる。

Q 2 入札参加条件の中の営業所等の、「広島市内に建設業法第3条第1項に規定する本店又は支店等を有していること」とあるがこのうち支店等とはどのような要件があるか。

A 2 本市の競争入札参加資格申請時に、建設業の許可を受けた営業所であれば、本店から支店への入札・契約に関する権限の委任を認めており、その受任先を支店等といっている。

Q 3 抽出事案説明書（23ページ）にある入札調書において、No.1と2の入札金額は50万円の差があるが、最終的に、順位が入れ替わっているが、どのように決まったのか。

A 3 当該案件は、価格とその他の条件が本市にとって最も有利だと認められるものを落札者として決定する総合評価落札方式を採用している。抽出事案説明書（19・20ページ）に総合評価に関する事項において、価格以外の評価に関する事項を定めており、この加点を合計して、評価値の算定式により算出した結果、入札価格における順位が入れ替わったものである。なお、入札調書は公表するが、各業者の加点がどの項目に該当するかは公表していない。

Q 4 総合評価の結果について、業者が異議を申し立てることはできるのか。

A 4 広島市公共工事の入札及び契約過程に係る苦情処理手続要領の第4条（1）イにおいて、総合評価落札方式を適用した工事の入札に参加した者のうち、落札者とならなかったことに不服があるものは、市長に対して落札者として選定されなかった理由についての説明を求めることができるとしている。

### ④ 長束地区（19/100）農地災害復旧工事（通常型指名競争入札）

Q 1 指名業者のほとんどが辞退か不参加になっているが、その要因はどのようなことが考えられるか。

A 1 昨年8月の災害で、農地のほかにも多くの場所で土砂災害が起り、安佐南区内にその他の復旧工事がたくさんあること、また、現地への進入経路も農地のため、車道がなく段差がある現場で、作業が難しい状況であることなどが考えられる。

Q 2 農地は民有地であると思うが、復旧工事をする際の根拠が何かあるか。

A 2 法（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）に基づき、災

害による農地復旧事業が行われており、被害を受けた箇所について、県を通じて国に報告した後に、査定官による現地確認を経て、復旧工事を行うこととなる。復旧工事にあたっては、市の負担金のほかに、国の補助金及び農家の負担金が必要となる。

Q 3 宅地の復旧工事はないか。

A 3 宅地の場合は、市で復旧工事をするのではなく、住宅が被災され、再建された方に対しては、皆様からいただいた義援金の配分対象とさせていただいている。